東京都受動喫煙防止条例案について



条例の制定目的

誰もが快適に過ごせる街を実現するために

「人」に着目した対策

Tor

「働く人や子供」を受動喫煙から守る

本条例の目的は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、 誰もが快適に過ごせる街を実現するため、「人」に着目した都独自の新しいルールを 構築していくことです。

健康影響を受けやすい子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員の方を 受動喫煙から守ることを、対策の柱としています。

受動喫煙による健康影響

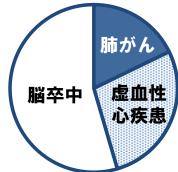
日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人

受動喫煙による年間死亡数推計値

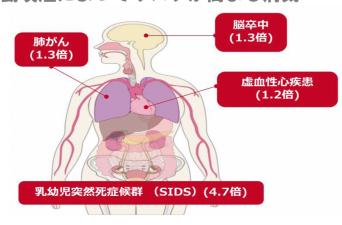
▽劉榮浬による平间化し数推訂順

男性:4,523人

脳卒中 虚血性 心疾患 女性:10,434人



受動喫煙によってリスクが高まる病気



出典)厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書(厚生労働省) 「喫煙と健康、喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙防止対策を推進し、「健康ファースト」を実現する

子供を守ります

敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置<mark>不可</mark>)

幼稚園 · 保育所 · 小学校 · 中学校 ·

高等学校 等



- 児童・生徒への禁煙教育 (喫煙・受動喫煙の健康影響に関する 教育)の徹底
- ホテル・飲食店などの喫煙可能な場所 (喫煙室など)への子供の立ち入り禁止

従業員を守ります

原則屋内禁煙

(禁煙又は喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置)

多数の者が利用する施設等

例) 老人福祉施設・運動 施設・ホテル・事務所・ 船舶・鉄道・<mark>従業員がいる</mark> 飲食店





従業員がいない飲食店(禁煙又は喫煙)

従業員がいない飲食店は、 事業者が屋内の全部又は 一部を喫煙をすることがで きる場所として定めること ができる。





健康増進法改正案との比較①

法改正案

都条例案

責 務

国及び地方公共団体の責務

都、都民及び保護者の責務

対象とする たばこ たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品

※ 受動喫煙防止が目的であることから、煙を出さない「かみたばこ」及び「かぎたばこ」は規制対象外

標識の 掲 示

喫煙場所のみ掲示

禁煙の飲食店も掲示

罰則

50万円以下の過料

5万円以下の過料

施行期日

平成32年4月1日

※責務規定や学校、病院等の規定は段階的に施行

平成32年4月1日

※左記のほか、飲食店の標識掲示も段階的に施行

健康増進法改正案との比較②

| 施設の類型 | 法改正案 | 都条例案 |
|---|---|----------------------------------|
| 小学校、中学校、高等学校 | | 敷地内禁煙 |
| 保育所、幼稚園 | | (屋外に喫煙場所設置不可) |
| 大学 | | |
| 医療機関 | 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可) | |
| 児童福祉施設 | (庄/广区峡柱坳/八区巨马/ | 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可) |
| 行政機関 | | (産外に快産場が改置す) |
| バス、タクシー、航空機 | | |
| 上記以外の多数の者が利用する施設 例)老人福祉施設、運動施設、ホテル、 事務所、船舶、鉄道 | 原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可) | 原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可) |
| 飲食店 | 客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業 (資本金5千万円以下)は規制対象外 | 従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。 |

- ※ 喫煙を主目的とする施設については、別の類型を設ける。
- ※ 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない。

健康増進法改正案との比較③

▶飲食店の規制内容 ※イメージ図 既存飲食店 客席面積 法による規制 100m超 従業員を使用 規 模 企業 客席面積 100㎡以下 都による規制 な

加熱式たばこの取扱い(骨子案からの変更点)

- 加熱式たばこについては、指定たばこ専用喫煙室及び 喫煙専用室での喫煙を可とする。
- ※ 指定たばことは たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を 損なうおそれがあることが明らかでないたばことして 知事が指定するもの 健康影響が明らかになるまでの間は、行政処分や罰則は 適用しない。

事業者や区市町村への支援を充実

公衆喫煙所整備への補助

公衆喫煙所の整備又は改修のための 区市町村への補助



飲食施設の喫煙室整備等 への補助

飲食施設における喫煙室等の改修 整備等のための事業者への補助





条例案の施行スケジュール

